

亀岡市告示第154号

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱（令和元年
亀岡市告示第177号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第1条中「第30条の5第3項」を「同法第30条の5第3項」
に改める。

第4条第1号中「2,700円」を「2,800円」に改め、同
条第2号中「4,900円」を「5,100円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和8年度分の補助金から適
用する。